

令和2年度 J A P A Nブランド育成支援等事業 Q A集

項番	種別	内容	回答
1	申請について	従来 J A P A Nブランド育成支援事業からの主な変更点を教えてください。	<p>主な変更点については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の4者連携での申請という要件がなくなり、1者からの申請が可能となりました。 ・海外展開以外にも、国内の販路開拓やインバウンド需要の獲得に資する取り組みについても対象となります。 ・事業の類型については、従来の戦略策定支援事業、ブランド確立支援事業に代わり、① 全国・海外展開等事業、② 全国・海外展開等サポート事業となりました。
2	申請について	①全国海外展開等事業と②全国海外展開等サポート事業の違いを教えてください。	<p>①全国・海外展開等事業は、中小企業者が自らの商品・サービスのブランド確立やインバウンド需要獲得のため、市場調査、専門家招聘、新商品開発、展示会出展等を実施するものです。</p> <p>②全国・海外展開等サポート事業は、支援機関等が複数の中小企業を対象に新商品開発や販路開拓・インバウンド需要の獲得のための事業立案に係る調査研究や支援を実施するものです。</p>
3	申請について	本補助金で補助対象となる経費について教えてください。	<p>本補助金で補助対象となる経費については、公募要領P6～11を参照ください。事業費と試作品等開発費に経費区分が分かれており、① 全国・海外展開等事業、② 全国・海外展開等サポート事業においてそれぞれ同一の経費が補助対象となります。</p>
4	申請について	複数者で連携して申請することによるメリットがあれば教えてください。	<p>①全国・海外展開等事業は、複数者による連携体での共同申請の場合は、1者ごとに500万円上限額を嵩上げし、最大4者で上限額2,000万円となります。5者以上の連携の場合であっても上限額2,000万円は変わりません。</p>
5	申請について	補助率1/2、2/3の違いについて教えてください。	<p>補助率2/3は本事業1,2年目、補助率1/2は3年目の事業者となります。</p> <p>(※1) 過去5年の間に地域産業資源活用事業、農工商等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPANブランド育成支援事業(戦略策定支援事業は除く。)のいずれかの補助事業を1回採択された場合は2年目、2回採択された場合は3年目に該当します。</p>
6	申請について	過去の J A P A Nブランド事業で戦略策定事業(0年目)の採択を受けましたが、本事業で同内容の事業を申請する場合は、何年目で申請すべきですか。	<p>過去の J A P A Nブランド事業の戦略策定事業(0年度)のみ採択されている場合は、本事業では1年目の申請となります。</p>
7	申請について	過去に農工商・地域資源・JAPANブランドで補助金の採択を3回受けていても事業内容が違っていれば1年目として申請できるのか。事業内容が違っていても過去3回採択されていれば申請自体できないのか教えてください。	<p>過去5年の間に、代表申請者又は参画事業者が地域産業資源活用事業、農工商等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPANブランド育成支援事業(戦略策定支援事業は除く。)のいずれかの事業で補助金の採択を通算3回受けていても、従前の事業と事業内容や開拓先の市場が異なる場合は、1年目として申請可能です。申請書において、過去の取り組みとの相違点を具体的に記載ください。</p> <p>補助事業内容との同一性やその違いに関する判断は、申請書の内容から各経済産業局にて判断されます。</p>
8	申請について	過去に採択された事業と同一の事業内容・販路開拓先であっても、連携体・個社という申請者の違いだけで1年目として申請できるのか。また、同じ事業内容・海外への販路開拓先であっても、インバウンド・国内販路開拓という新たな内容が加われば1年目となるのか教えてください。	<p>過去に採択された事業から連携体、個社などの実施体制を変更しただけでは新規の申請とはなりません。</p> <p>過去の事業と同じ事業内容・海外販路開拓先であっても、インバウンド・国内販路開拓などの新たな要素が加われば新規の申請となります。</p>
9	申請について	過去に採択された事業と同一の事業について、代表申請者が申請していなければ共同申請者が単独で申請することは可能か教えてください。	<p>代表者が申請していない場合、共同申請者の単独申請は可能です。ただし、過去5年の間に代表申請者又は参画事業者が地域産業資源活用事業、農工商等連携事業、小売業者等連携支援事業、JAPANブランド育成支援事業(戦略策定支援事業は除く。)のいずれかの事業で補助金の採択を通算3回受けていない場合に限りです。</p>

10	申請について	申請書の提出方法について教えてください。	<p>本事業の申請書の提出方法は、各経済産業局への①持参、②郵送、③ J グランツ（電子申請システム）による3種類があります。メールでの申請書の提出は受け付けておりませんのでご注意ください。</p> <p>①持参の場合： 9:30～17:00（土日祝日を除く） ②郵送の場合： 最終日の17:00必着 ③Jグランツの場合： 最終日の17:00までいつでも申請可能</p> <p>※2020年より補助金申請の手続きに、J グランツ（電子申請システム）が導入されます。Jグランツによる申請にあたっては、Gビズ I D【g Bizプライム】の取得が必要です。 ※Gビズ I D 取得には2～3週間を要する場合があります。</p>
11	申請について	国内における事業実施場所が複数存在する場合の申請先、また国内ではなく海外で事業を実施している場合の申請先について教えてください。	<p>国内における事業実施場所が多岐にわたる場合、国内における主たる事業実施場所を所管する経済産業局に申請してください。また国内ではなく海外で事業を実施している場合、国内の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局が申請先となります。</p>
12	申請について	本補助金の対象者について教えてください。	<p>代表申請者及び参画事業者が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又はその連携体、商工会、商工会議所や組合などが対象となります。</p> <p>また、実質的に大企業の支配下にある中小企業（みなし大企業）については補助対象となりません。詳しくは公募要領P.2～5を参照ください。</p>
13	経費について	展示会等の出展料について、「交付決定日前に補助事業者に出展料等の支払義務が生じていない場合」とはどういう意味ですか。	<p>出展料等の支払義務は申込確定により発生します。申込確定は、補助事業者への通知文書・メール等の到着を指します。</p> <p>本事業では、請求書の発行日及び支払日が交付決定日後であっても、交付決定日前に支払義務が生じた（申込が確定した）場合は、補助対象外となります。</p>
14	経費について	全国・海外展開等サポート事業において、支援事業者（申請者）自身の販路開拓の経費は対象とならないのでしょうか。 （例）補助事業者となった地域商社等が自身の商品等を含めて展示会に出展する際にその経費は補助対象となるのか。	<p>試作品等開発費に加えて、支援事業者（申請者）自身の販路開拓に係る経費も補助対象となります。</p>
15	審査について	採択審査の方法等について教えてください。	<p>応募案件について、外部有識者等により構成される審査委員会において各地域ごと審査（非公開）を実施します。具体的な審査項目については、公募要領P.21～23をご確認ください。</p>
16	J グランツについて	J グランツ（電子申請システム）について、利用方法など一般的な内容について教えてください。	<p>J グランツに関する一般的なご質問は下記 URL の「よくあるご質問」を参照ください。また、Gビズ I D に関するヘルプデスクもごさいますので適宜ご利用ください。</p> <p>● J グランツ https://jgrants.go.jp 「Jグランツ」経済産業省問合せ窓口 メール：jgrants@meti.go.jp</p> <p>● Gビズ I D https://gbiz-id.go.jp 「Gビズ I D」ヘルプデスク TEL：06-6225-7877 （受付時間：午前9時～午後5時※土・日・祝日、年末年始を除く）</p>
17	J グランツについて	J A P A Nブランド事業において、J グランツを利用して申請する際の注意点やマニュアルについて教えてください。	<p>J グランツを利用して電子申請される場合の、マニュアルを作成しております。</p> <p>電子申請をされる際は、こちらの中企庁HPの内容をご参照ください。</p> <p>https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2020/200225jbrand-koubo6.pdf</p> <p>なお、Jグランツ上では、簡単な操作方法等に対する応答を自動化するため、事業者向けのチャットボットを実装しておりますので、適宜ご利用ください。</p>
18	J グランツについて	システム申請の際に申請先経産局を間違えた場合はどのような処理になるのか教えてください。	<p>経済産業局から事業者様へ誤った申請についての棄却の連絡を受けて、正しい申請先に申請直すこととなります。</p> <p>※締切後に間違いが発覚した場合など、Jグランツ上では公募（交付）申請の締切期日より後の申請は受け付けられませんので、締切間際に J グランツにて提出される場合は十分ご注意ください。</p>
19	動画について	任意に動画を提出する場合、動画の内容、留意事項、提出方法について教えてください。	<p>本補助金では、申請者による任意での動画提出を認めています。任意に動画を提出される事業者向けに、動画の内容、留意事項、提出方法を中小企業庁HPにて掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/2020/200225jbrand-koubo.html</p>
20	動画について	動画を提出することで、審査において加点されるのでしょうか。	<p>審査の際に必ず加点されるものではありません。提出された動画は、あくまでも外部審査委員による評価の参考として扱われることとなります。</p>